

令和5年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務

2 業務目的

広島県では、いわゆるユニコーンに匹敵するような企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標としたプロジェクト「ひろしまユニコーン10」（以下、「本プロジェクト」という。）を令和4年3月にスタートさせた。本プロジェクトは、広島から世界に伍するスタートアップ企業等を生み出していくことで、東京一極集中の流れを変えることにつなげるとともに、こうした企業の成長がロールモデルとなり、広島から、世界に羽ばたき大きく成長することを志す有望なスタートアップ企業等が次々と生まれ集積する好循環を生み出し、広島県において「挑戦が当たり前となる文化・土壌」の形成を目的としている。

本業務では、本プロジェクトの目的達成のため、広島から世界に大きく急成長することを志す県内外（海外も含む）のスタートアップ企業等を集積させ、企業のニーズや成長段階に合わせた支援を実施するとともに、企業の成長に必要な支援者や、支援者ネットワーク等に繋げることによって、その挑戦を後押しする。

3 定義

本仕様書で使用する用語の定義については次のとおりとする。

(1) ユニコーン企業

企業の時価総額が10億ドルを超え、急成長を目指す企業を指す。（一般的なユニコーン企業の定義である、「創業10年以内」「未上場」「テック系企業」に限定しない。）

(2) スタートアップ企業等

新しいビジネスモデルにより急成長を志す企業・個人事業主。創業年数・分野を問わず、既存企業のカーブアウトやアトツギベンチャーのような二次創業や、高等教育機関等において研究シーズ（まだ事業化していない技術・サービス等）段階にあるものも含む。

なお、広島県が主に支援する企業（以下、支援対象企業という。）は、広島県内に拠点がある企業、又は県内に拠点を移す予定がある企業とする。

(3) シード企業

創業前後、プロダクトのリリースに向けた準備段階のスタートアップをいう。

(4) アーリー企業

プロダクトやサービスは開発済、市場拡大に向けて取り組んでいる段階のスタートアップをいう。

(5) ディープテック領域

専門性の高い研究開発型事業のスタートアップをいう。

4 事業実施期間

契約締結の日から令和6年3月29日とする。

5 委託業務内容

本仕様書の他、これから公募プロポーザル審査により選定される事業者が提出する「令和5年度「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務提案書」に定める内容を基本とし、県と協議の上、次の(1)から(9)に掲げる委託業務の全てに係る設計・実施・管理・運営を行うこと。

また、各業務については、本業務の目的及び事業目標を達成するための事業目標※及びKPI等を提案時に示すとともに、委託契約締結後において県との協議を経て確定した業務目標及びKPI等について定期的(月1回以上、報告はデータの提出に加え、対面又はオンラインミーティングを想定)に進捗状況を県へ報告すること。

なお、実施内容については県と協議の上、適宜変更が可能とするが、実施内容・スケジュール等を変更する場合は、必ず事前に県の許可を得ること。

※業務目標の設定について

業務目標は、定量的な数値目標を3つ以上設定すること。「シード企業以上の支援対象企業の次ラウンド進出10社以上」は必須とし、その他については例を参考に、設定理由とともに提案すること。

(例：評価額50億円企業：○社、資金調達額10億円以上企業：○社、売上増加額10倍以上企業：○社、シード期資金調達：○社 など)

(1) アクセラレーションプログラムの運営

広島からユニコーンのような急成長を志す企業を対象に、個社のニーズや成長段階に沿って効果的に成長支援するプログラムの企画・運営及び支援対象企業へのサポートを行うこと。具体的なプログラムの企画、運営方法、サポート手法、スケジュール、KPI等は、次の諸条件を考慮の上、自由に提案するものとする。

ア プログラムの企画・運営

- ・プログラム名は「HIROSHIMA UNICORN 10 STARTUP ACCELERATION」とし、令和4年度で実施したプログラムと関連するシリーズであると認識されるプログラムとなるよう、意識して企画すること。
- ・プログラムにおいて選定する企業は、具体的なプロダクトやサービス等を持っている段階以上を対象とし、急成長するための最適な支援を提供するために、募集コースを分けて支援するなど、効果的な支援となるよう工夫すること。

(コース分け及び支援内容の例)

(ア) シード企業フェーズ

- ・専属メンターによる個社メンタリングを中心とした事業支援。

(イ) アーリー企業以上フェーズ

- ・採択企業の要望に応じて事業会社や金融機関、投資家等へのマッチング先への営

業活動についての支援。(例えば、個社ごとに専門的な事業内容まで説明できる専属専門員をつけ、企業の売り込み等を支援するなど。)

(ウ) ディープテック領域

- ・県内大学発ベンチャーに特化した専門的な支援。
(知財取得や治験の推進に関わる支援，研究開発領域と親和性の高い専門家や事業会社の R&D 部門との繋ぎなどを想定。)

イ プログラムの成果発表会

- ・本プログラムの成果発表会は、採択企業の成果及び本プロジェクトの取組を発信することで、本県全体のスタートアップ推進における機運を醸成するとともに、県内支援者の参画を促し、県内外に「本プロジェクトをオール広島で取り組んでいること」を浸透させるようなものとする。
- ・メディア、投資家等呼び込み、少なくとも 200 人以上がリアルで集まる規模で開催することや他の県事業の成果発表会と合同で実施することなどを想定しているが、実現可能な手法かつ、実施内容や集客する対象など具体的な内容を検討し、提案に含めること。

ウ プログラムに関する告知・集客・プレスリリース等

- ・プログラムの活動内容及び各種イベント（公募説明会，マッチングイベント，成果発表会等）について、開催の 1 週間前までにプレスリリースを実施するとともに、効果的な方法で告知，集客活動を行うこと。
- ・別で委託を予定している「ひろしまユニコーン 10」マーケティング・コミュニケーション事業（仮称）の担当者と連携すること。

(2) マッチング、オープンイノベーション等に資するイベントの開催

県内におけるスタートアップ企業等を支援する機関，施設等と連携し，月に 1 回以上，本プロジェクトの目的に資するイベントを県内各地域で開催すること。イベントについては次に記載の＜イベント目的例＞を参考に，提案時に 6 例以上具体的なテーマと内容及び集客方法等について示すこと。その他，本プロジェクトに資するテーマがある場合は，提案理由とともに提案内容に含めても良い。

また，県の施設「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」（以下，Camps という。）とも連携するなど県内全域をスタートアップ・コミュニティに巻き込む工夫をすること。

なお，イベント開催にあたっては，イベント申込，参加者の取りまとめ，当日運営（シナリオ作成等）について対応すること。

＜イベント目的例＞

- ・県内の急成長を志すスタートアップ企業等を発掘し，本プロジェクトへの参加を促す
- ・県内外の VC を呼び込み，支援対象企業等とのマッチング機会を創出する。
- ・県内企業におけるオープンイノベーション，カーブアウトについての気運醸成。
- ・スタートアップと事業会社（県内スタートアップ×県内外事業会社，又は県内外スタ

ートアップ×県内事業会社、のどちらか) とのマッチング機会の創出。

・若者に起業を目指す気運醸成やスタートアップの若手人材採用の場創出。など

なお、スタートアップ企業等とVC・事業会社等を繋ぐマッチングイベントに関しては、マッチングが促進される具体的な工夫を提案することとし、特にアクセラレーションプログラムで県外企業を採択した場合には、イベントのみならず、個別に県内企業との協業を促すこと。

(3) 国内外VC向けマッチングイベントの開催

県内スタートアップ企業等と国内外VC等とのマッチングを目的としたピッチイベントを、首都圏で年2回以上企画・運営すること。

なお、アクセラレーションプログラムの採択企業以外で、別途、県から指定する企業についても支援対象者に含めること。このイベントについて、(2)において月1回以上開催するイベントにカウントしてもよい。

(4) VCネットワークの構築

スタートアップ企業等の事業成長や資金調達に繋げるためのVC・アクセラレーターを行う企業等とのネットワークを構築し、繋がった企業等を一覧表で取りまとめること。一覧表は事務局が広島県に提出後、随時更新をかけ、月に1回程度、データで県へ報告すること。

また、県が提示するVC等にも自発的に接触しネットワークに加える努力をすること。

なお、ネットワークの構築に当たっては、投資分野・投資ラウンドが偏らないように留意するとともに、県からの紹介案件のプレゼンに応じていただける関係性を確保すること。

(5) 海外展開支援

広島のスタートアップ企業等に積極的に海外展開に目線を向けさせ、特に、海外市場への拡張性が認められる支援対象者については、海外市場調査等に基づくフィジビリティの提示など、海外展開を行うための支援を行うこと。

なお、イベント等を開催する場合は、(2)において月1回以上開催するイベントにカウントしてもよい。

(6) スタートアップ企業等が希望する各種申請等のサポート

スタートアップ企業等が希望する、競争的資金獲得に向けた国や自治体への申請・プレゼン等へのサポートを行うこと。また、スタートアップ企業等が申請・プレゼン等への参加を促す取組も行うこと。

(7) スタートアップ・企業情報のリスト作成及び管理

県内における、本プロジェクトの支援対象となりうるスタートアップ企業等に対して、

将来ユニコーン企業候補となりうる素質と志を持つ企業をリスト化し県へ提出すること。

ア リスト化する企業の選定基準について

「新規性」「創造性」「市場性（拡張性）」「潮流」「熱意」などを備えた企業を選出するため、審査項目や評価基準などを、VC等のスタートアップ企業等の目利き判断ができる専門家※により検討、県と協議のうえ契約締結後1カ月以内に策定すること。また、それをもとに（1）アクセラレーションプログラムの採択企業について審査・評価を行うこと。

※専門家については、次の実績を持つものを想定。

- ・過去にユニコーン企業の経営を生み出したことのある経営者・起業家等
- ・過去にユニコーン企業を支援したことがある、VC・CVC等
- ・事業のシーズとなる研究開発や技術領域についての見識がある大学教授、研究者等
- ・事業の新規制、市場性、潮流を読み解く見識があるメディア関係者、リサーチャー等

イ リスト化する企業の発掘・調査について

（1）のアクセラレーションプログラムにより審査・選定した企業、これまで県の事業において支援した企業、その他個別支援した支援対象企業のほか、広島県内企業へのヒアリング等による調査、資金調達額や企業価値についての情報収集など、対象企業を幅広く発掘するため自発的に取り組むこと。

なお、リスト化した企業情報については、県と協議して決定した提出方法（excel又はkintone（サイボウズのクラウドサービス）等を想定）により、月次で随時更新をかけ、状況を報告すること。

ウ 選定企業の報告について

イの選定基準に基づいて将来ユニコーン候補となるスタートアップ企業等を選出し、県に報告すること。

（8）事務局及び統括マネージャー等の設置

本事業の目的を達成するため、本委託業務が遂行できる事務局を構築し、本事業の管理・運営に当たること。

また、本委託業務の活動及び成果について取りまとめ、月1回以上県に報告すること。事務局には、支援対象者の分野・領域に対して効果的な助言・伴走ができる専門家や、その他業務を効果的に遂行できるメンバー（支援機関、アクセラレーター、VC、法律事務所、広告代理店等）を配置すること。

また、スタートアップへのきめ細かい総合的な支援を行う統括マネージャー（起業、グローバル、投資などの経験とリソースを持ち、広島にコミットできる人物）及び、本プロジェクトに関する告知や、県内企業・関係団体等との調整などに直接当たるエリアコーディネーターを合わせて3名以上設置し、県内のユニコーン候補企業の発掘・成長支援を効果的に実施する体制を整え運用すること。（メンバー及び実施する体制と運用の流れを提案書に示すこと。）

【統括マネージャーの業務】※ア～ウの業務は必ずしも同一人物が対応しなくてもよい。

ア 本業務に関する全ての支援内容について把握し、事業目標・KPI達成に向けての進捗やスケジュール等を統括し、県が定める様式やタイミングに沿って報告すること。

イ オンライン上の随時支援窓口を設置し、問い合わせ等に翌営業日までに対応※すること。窓口については、別で委託するマーケティング・コミュニケーション事業にて保守・運営するポータルサイト上に設置した問い合わせフォームを利用すること。

※問い合わせ等について、初動の日程調整等についてはエリアコーディネーターが対応しても良いこととする。

ウ 令和4年度に開催した「ひろしまユニコン10」スタートアップアクセラレーターで支援した企業と、年2回程度、定期的に事業成長の進捗ヒアリング等について面談を行い、面談記録及びそれを取りまとめたリストを県に提出すること。

【エリアコーディネーターの業務】※ア～ウの業務は必ずしも同一人物が対応しなくてもよい。

ア 年間70日以上、広島県内において、県内スタートアップ企業等からの問い合わせ対応や、県内支援機関、関係団体への訪問、県内にて開催されるスタートアップ関連イベントへの参加等を通じて、本プロジェクトに関心を示す企業の発掘、イベント等の告知活動を行うこと。

イ 週2日以上はC I C T o k y o（以下、C I Cとする。）広島オフィスに滞在し、首都圏VC及びスタートアップ企業等への告知活動、並びにC I C入居者等から広島県に対する問い合わせ対応を行うこと。（C I Cで開催される各種イベントに参加する事業会社・VC等に対して、本プロジェクトへのイベント参加や支援対象企業とのマッチング等に応じてくれる関係性を採択期間内に50社以上構築すること。）

なお、C I C利用料は県が負担する。

ウ 週1回以上、本事業での支援活動内容について、SNS等を活用し本プロジェクトの効果的な告知・発信に努めること。また、別で委託するマーケティング・コミュニケーション事業の担当事業者や、県の広報担当と連携し、本プロジェクトのプロモーションに努めること。

なお、統括マネージャー及びエリアコーディネーターの各業務について、その他事業目的に資する業務があれば、提案に追加してもよい。担当する者は基本的には固定が望ましいが、タイミングに応じて別の者が業務にあたる方が効率的かつ効果的な場合は、その限りではない。また、外部専門メンター等を活用する場合は、県と協議すること。

（9）その他

例えば次に掲げるような、本事業と連携して実施することが本プロジェクトの目的達成に向けて効果的と思われる取組があれば、自発的に提案を行うこと。また、県が求める本プロジェクトの遂行にあたって必要な各種調査等について、県と協議の上対応すること。

- ア スタートアップ企業等に係る国内外の社会ニーズや事例の把握
- イ 全国のスタートアップ及び県内企業における技術シーズ等の調査
- ウ 地域の競争力向上への波及効果の測定方法の検討
- エ スタートアップ企業等の将来性・市場性をはかる上での評価項目及び評価基準の検討

「5 委託業務の内容」のうち、(1) (3) (4) (7) (8)は仕様に沿った提案とし、それらを除く項目については、より事業目標に資するアイデア・手法がある場合は、提案書に理由を付して別の提案に代えることができる。

また、より良い提案が考えられる場合は、提案書に「5 委託業務の内容」との効果の違いを明記した上で、異なる内容での提案も認めるものとする。

6 成果物

下記の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

成果物名	納期
5 (7) に定める支援対象企業選出の選定基準	契約締結後 1 カ月以内に県と協議の上策定
5に定める業務目標, K P I 等の進捗状況 VCネットワーク構築状況 スタートアップ・企業情報のリスト	月 1 回以上 (データ及びミーティングにて定期報告)
5 (1) に定めるアクセラレーションプログラムの進捗状況, (1) ~ (3) に定める各種イベントの開催報告	プログラムの進捗: 月 1 回以上 / イベント報告: 開催日から 3 営業日以内
当該業務において開催する各種イベントの実施内容	開催 2 か月前
その他, この各業務において必要と思われる情報	随時
受託業務成果報告 (委託業務内容の成果を整理した資料)	業務完了日から 10 日以内

成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム（〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号）とし、成果品は全て広島県に帰属する。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

- (1) ドキュメント類については、紙 1 部及び電子媒体で提供する。
- (2) プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は原則日本語を使用し作成する。
なお、成果物以外で、本事業の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本事業における提案公募に対しては、応募することはできない。
- (2) 受託者は、県と連絡調整を十分にを行い、円滑に業務を実施すること。

- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (8) 受託者は、本事業を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (9) 受託者は、本事業（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

8 委託料上限額

59,410千円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。